

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.12.0)	1.3-39~44, 51, 64~69, 80, 81, 83, 92~94, 96, 102~104, 109	<p>手順のリンク先を示す記載表現を条文間で統一した。 修正例は以下のとおり。(下線部参照)</p> <p>他条文の手順を詳細に呼び込んでいる手順リンク (旧) 操作手順は、「1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」のうち、1.2.2.1(1)「1次冷却系のフィードアンドブリードによる発電用原子炉の冷却」にて整備する。 (新) <u>1次冷却系のフィードアンドブリードによる原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧については、「1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」のうち、1.2.2.1(1)「1次冷却系のフィードアンドブリードによる発電用原子炉の冷却」の操作手順と同様である。</u></p> <p>自条文の手順を詳細に呼び込んでいる手順リンク (旧) 加圧器逃がし弁の開操作は、1.3.2.3「炉心損傷時における高圧溶融物放出／格納容器雰囲気直接加熱を防止する手順」にて整備する。 (新) 加圧器逃がし弁の開操作については、1.3.2.3「炉心損傷時における高圧溶融物放出／格納容器雰囲気直接加熱を防止する手順」の操作手順と同様である。</p> <p>他条文の手段名を呼び込んでいる手順リンク (旧) 常設代替交流電源設備に関する手順等は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。 (新) 常設代替交流電源設備に関する手順については、「1.14電源の確保に関する手順等」のうち、1.14.2.1(1)「代替交流電源設備による給電」にて整備する。</p> <p>同様の記載箇所について、表現の統一を図る修正を実施した。 また、第1.3.2表 監視計器一覧の手順のリンク先を示す記載表現についても同様に修正した。</p>	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.11.0)	1.3-33, 35~37, 44, 64~67, 79, 81, 90~92, 94, 99~101, 104	<p>同上 上記修正に伴い、相違理由欄についても適宜修正した。</p>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.12.0)	1.3-48	条文間整合のため、記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 電動主給水ポンプ、SG直接給水用高圧ポンプ及び可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水を行う。 (新) 電動主給水ポンプ、SG直接給水用高圧ポンプ又は可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水を行う。	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.11.0)	1.3-41	同上 上記修正に伴い、相違理由を追記した。	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.12.0)	1.3-59	記載の適正化(下線部参照) (旧) ・・・中央制御室からの操作による1次冷却系を減圧する。 (新) ・・・中央制御室からの操作により1次冷却系を減圧する。	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.11.0)	1.3-55	同上 上記修正に伴い、相違理由を追記した。	
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.12.0)	1.3-65, 66	記載の適正化(下線部参照) 「操作の成立性」において、他条文を参照する場合の記載 (旧)・・・にて整備する。 (新)・・・にて整理する。	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.11.0)	1.3-65, 66	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.12.0)	1.3-73	記載の適正化（下線部参照） 1.3.2.3 炉心損傷時における高圧溶融物放出／格納容器雰囲気直接加熱を防止する手順／操作の成立性 大飯実績を反映して要員数のみ記載していたが、加圧器逃がし弁による減圧操作の所要時間については記載可能のため、所要時間を追記した。 (旧) 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名で対応が可能である。操作については、中央制御室で通常の運転操作にて対応する。 (新) 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名にて作業を実施した場合、 <u>作業開始を判断してから加圧器逃がし弁による減圧開始まで5分以内で可能である。</u> 操作については、中央制御室で通常の運転操作にて対応する。	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.11.0)	1.3-72	同上 上記修正に伴い、相違理由を追記した。	
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.11.0)	1.3-75	相違理由の記載充実化 操作の成立性に所要時間を記載できない理由を追記した。 1.3.2.4 蒸気発生器伝熱管破損発生時減圧継続の対応手順 (新) 【女川】PWR固有の対応手段 ・第1.3.16図のタイムチャートのとおり完了時間を一概に示すことのできない操作手順であることから所要人数のみ記載している。（大飯と同様）	
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.12.0)	1.3-92	記載の適正化 条文間整合のため第1.3.2表「重大事故等対処に係る監視計器」のタイトルに記載していた条文名称を削除した。 (旧) 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等	
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.11.0)	1.3-90	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.12.0)	1.3-123	第1.3.11図 タイムチャート 脱字修正 (下線部参照) (旧) 加圧逃がし弁開操作 ^{※1} (新) 加圧器逃がし弁開操作 ^{※1}	
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.11.0)	1.3-120	同上	